

建設副産物の処理及び再生材の使用に関する特記仕様書

令和8年1月28日

本工事の実施にあたっては、請負人は本市が推進している建設副産物の処理に関するリサイクルの理念を理解し、本工事で使用する加熱アスファルト混合物及び路盤材は、本工事で発生するアスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊などの建設廃棄物から再利用により得られる再生材を使用することを原則とする。

そのため、請負人は本工事によって発生する建設廃棄物を本市に登録されている再資源化施設に搬入し、その再資源化施設で製造する再生材を使用するとともに、本特記仕様書水道工事標準仕様書及び本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領の各項目を遵守し工事を実施するものとする。

本特記仕様書に掲げる用語の定義

- 一 「建設副産物」とは、本市工事に伴い副次的に得られる物品をいう。
- 二 「建設発生土」とは、本市工事に伴い副次的に得られる土砂をいう。
- 三 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する廃棄物に該当するものをいう。
- 四 「再利用」とは、本市工事で得られる建設副産物を再利用すること(再資源化を含む)をいう。
- 五 「再資源化」とは、建設副産物を本市工事等の資材、材料または工業原料として利用できるようにする行為をいう。
- 六 「再資源化施設」とは、本市工事で排出する再利用可能な建設廃棄物を受け入れ、再生材を製造できる施設をいう。
- 七 「登録施設」とは、再資源化施設のうち、「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に記載され、本市工事で利用できる施設をいう。
- 八 「再生材」とは、本市に再資源化施設として登録されている施設で製造され、本市工事で利用できる物品をいう。

1 再生材使用の原則

(1) 工事で使用する再生材

工事で使用する再生材は、原則として工事で発生して排出される建設廃棄物を、再資源化のため搬入する再資源化施設で製造される再生材とする。

(2) 工事で発生して排出する建設廃棄物

工事で発生して排出する建設廃棄物とは、本市に登録する再資源化施設に、本市工事であることを明示して搬入する建設廃棄物とする。

2 再生材の使用量及び種類

(1) 工事で使用する再生材の量

ア 工事で使用する再生材の量は、原則として本工事で発生し、再資源化施設に搬入するアスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊及び現場発生路盤材等の建設廃棄物の量と同量程度とする。

イ 本工事で発生する建設廃棄物の量を超えて再生材を使用する場合、または建設廃棄物が発生しない工事であっても、工事で再生材を使用する場合は、本市に登録する再資源化施設で製造する再生材を使用するものとする。

(2) 工事で使用できる再生材の種類

ア 工事で使用できる再生材は、原則として再生加熱アスファルト混合物及び再生路盤材とする。

イ その他設計書で指定された再生材及び市長が特に認めた再生材。

3 建設廃棄物の処分

(1) 再利用可能な建設廃棄物の処分

本工事で発生して排出される建設廃棄物のうち、再利用可能とするアスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊及び現場発生路盤材は、本市に登録する再資源化施設に搬入し、処分するものとする。

ただし、再資源化施設への搬入にあたっては、その再資源化施設が再資源化にあたって除外する土砂・木片・ごみ等の廃棄物の混入が無いよう出来るだけ工事現場で分別して搬入するものとする。

(2) 再利用不可能な建設廃棄物の処分

再利用不可能な建設廃棄物は、本市が指定する処分場に搬入し、処分するものとする。ただし、処分にあたっては、各処分場が定める「受入品目」を確認して処分するものとする。

4 建設発生土の処分

本工事で発生し、指定処分するとされた建設発生土の処分にあたっては、指定受入地の受入日、受入時間等条件を遵守すること。

5 その他

建設副産物の処理に関する取扱いなどで不明なものがある場合は、取扱いなどの事前に監督員の確認を受けること。

「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」は、横浜市ホームページで確認すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/kensetsuhasseido.html>